

## 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

### 1 事業費の負担区分の予定

県営総事業費予定額 1,196,000 千円（うち事務費 57,000 千円）

（令和6年度単価。ただし、物価変動により将来変動があります。）

	事業費	事務費
国庫負担予定額	626,450 千円 (55%)	
県費負担予定額	398,650 千円 (35%)	57,000 千円 (100%)
市町村負担予定額	113,900 千円 (10%)	
地元負担予定額	—	
計	1,139,000 千円	57,000 千円

### 2 土地改良法第91条の規定による分担金の納入方法

本事業の区域を地域とする相良村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第4項において準用する第90条第4項の規定により、熊本県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を熊本県の条例に従い負担する。

### 3 地元負担の予定基準

相良村土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

### 4 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る法第87条第1項又は法第87条の2第1項に規定する土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、熊本県の条例に従い、法第91条の2第1項の特別徴収金を徴収されることがある。